

1 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業は、全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、2年間

(令和5年7月31日から令和7年7月30日まで)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

③ 市税及び国民健康保険料を滞納している事業者については先端設備等導入の認定の対象としない。